

**令和8年度児童虐待対応職員法定研修
実施運営業務委託企画提案コンペ参加仕様書**

1 目的

三重県子ども福祉部児童相談支援課（以下、三重県児童相談支援課）が、三重県児童相談所及び市町の児童虐待対応主管課等に所属する職員等を対象とする法定研修を実施するにあたり、提供する研修の質の更なる向上及び研修業務の効率化を図ることを目的とします。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和8年度児童虐待対応職員法定研修実施運営業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(2) 委託期間 契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

3 契約上限額

8,298,884円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1) 参加者資格

- ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 企画提案コンペの実施方法

参加希望者は下記に定める書類を提出期限までに提出してください。本仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別途設置する「令和8年度児童虐待対応職員法定研修等事業企画提案コンペ選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結し

ます。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）の提出

ア 提出書類

①企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

②役員等に関する事項（第2様式）

③企画提案コンペに關し、支店または営業所等に権限が委任されている場合は、
委任状（第3号様式）

イ 提出期限 令和8年2月5日（木）正午必着（期限厳守）

ウ 提出先 三重県子ども・福祉部児童相談支援課

エ 提出方法 郵送もしくは持参にて提出するものとします。

なお、郵送により提出する場合は、提出期限までに電話で連絡・資料提出先に受理の確認をするものとします。

また、持参により提出する場合は、事前に電話で連絡・資料提出先に持参する日時の連絡を行うこととします。

オ 通知書 参加資格に関する通知書を令和8年2月18日（水）までに発送します。

(2) 企画提案資料等の提出

ア 提出書類及び部数

① 企画提案申請書（第4号様式） 1部

② 企画提案書 8部

※資料内部には団体名、責任者氏名を記載しないものとし、A4版で両面印刷、長辺綴じ、文字サイズは12ポイント以上、10ページ以内、ページ番号を記載してください。

※別添「業務仕様書」の内容について具体的な実施方法等を記載し、下記の全ての事項について実際に履行可能な内容を記載すること。

- 業務実施の考え方・取組の概要・想定される効果
- 委託業務実施体制、職員の配置、効率的で効果的な運営体制等
- 委託業務実施スケジュール
- 提案の内容について、他者に対して優位であると思われる点

※評価基準は下記を参照してください。

③ 見積書 8部

見積の金額は税込とし、消費税等を内書きで記載すること。

また、仕様書に定める委託業務について、費用の内訳を可能な限り詳細に記載してください。

④ 提案事業者の概要書 8部

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む）、沿革等を簡潔に記載したもの。

イ 提出期間 参加資格確認結果の通知から令和8年2月26日（木）正午

※期間厳守（提出期限以前に受理できません。）

ウ 提出先 上記（1）と同じ

エ 提出方法 持参、郵便又は民間事業者による信書便（必着）
※持参以外の場合は、電話等により到着を確認すること。

(3) 質疑応答

本企画提案コンペにかかる質問事項の取扱いについては、次のとおりとします。

ア 質問期間 令和8年1月30日（金）正午まで

イ 質問方法

質問票（第5号様式）に記載し、電子メールまたはファクシミリのいずれかの方法で提出すること。なお、質問文書には、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

ウ 提出先

電子メール（jidoucen@pref.mie.lg.jp）、FAX（059-224-2085）によります。

※必ず電話により担当課へ受信確認を行うこと。

エ 質問への回答

令和8年2月4日（水）午後5時までに県三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載します。質問申請の有無にかかわらず、企画提案書等を提出する前に、質問内容に対する回答ページを確認してください。

(4) 第1次審査（書面審査）の実施

実施日時 令和8年3月5日（木）を予定。

ただし、提案者が5者以下の場合は、第1次審査を省略します。

(5) 第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

提案者によるプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を決定する。プレゼンテーション審査に参加した全ての提案者に速やかに通知します。

ア 日時 令和7年3月11日（水）※詳細は後日提案者に連絡します。

イ 場所 三重県中央児童相談所2階 研修室（津市一身田大古曽694-1）

ウ 内容 プrezentation 15分、質疑10分（予定）

(6) 選定のための評価基準

提案書の審査における評価項目と観点は下記のとおりです。

ア 目的適合性（比重配点×3）

・委託業務の目的や概要を十分に理解し、それに合致した提案となっているか。

イ 研修内容の有効性（比重配点×2）

・法に規定された基準を満たし、かつ着実な実施を可能とした計画的なカリキュラムの提案があるか。

・児童虐待対応職員の業務や三重県児童相談所職員人材育成計画等を理解した研修の提案となっているか。

ウ 専門性（比重配点×2）

・児童虐待対応について深い知見と経験を有しており、専門的な見地から事業を効果的に遂行できるか。

エ 業務遂行能力（比重配点×2）

・三重県や事業関係者との連絡体制など事業を適切に遂行できる体制が構築

できているか。

・実施手法やスケジュール等は的確で合理的かつ具体性があるか。

・本業務に類似する業務実績を十分に有しているか。

オ 経済性

・提案内容及び事業予算額は、費用対効果の観点から効率的であるか。

・契約上限額の範囲内であり、積算内訳・根拠は適当な見積額であるか。

7 選定結果の通知

選定結果については、令和8年3月12日（木）17時までに、提案したすべての者に対して電子メール又は電話により行います。

8 最優秀提案者に提出を求める書類に関する事項

最優秀提案者にあっては、上記の8の通知を受けた後に、以下の書類を提出していただきます。

(1) 提出書類

(ア) 消費税及び地方費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」
(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの) の写し

(イ) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの) の写し

(ウ) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（第6号様式）

(エ) 三重県物件等電子調達システム利用登録をしていない事業者又は共通債権者
(物件契約) 登録をしていない事業者にあっては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」(第7号様式)

(2) 提出場所

三重県児童相談支援課

(3) 提出場所

郵送、持参、電子メール(jidoucen@pref.mie.lg.jp) 又はFAX(059-224-2085)
によります。

*メール・FAXで提出する場合は、必ず電話により担当課へ受信確認を行うこと。

9 契約の締結

最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、契約を締結します。

契約書は、書面による場合は2通作成し、双方各1通を保有します。電子契約による場合は電子署名を行い、各自保有します。電子契約を希望する場合は、「電子契約利用意向兼メールアドレス確認書」を8により提出してください。

10 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県子ども・福祉部児童相談支援課において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。
- また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。（契約金額は、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）
- (4) 契約は、三重県子ども・福祉部児童相談支援課において行います。

11 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

12 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

13 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

15 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行に当たって「三重県の締結する物件関係契約から暴力団等排除措置要綱」第 2 条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

- ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

16 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとします。

17 その他

- (1) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。
- (2) 提出のあった企画提案資料は返還しませんので、予めご了承ください。
- (3) 提出いただいた企画提案資料については、「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。
- (4) 契約に当たり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、本県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (5) 選定方法は書類審査及びプレゼンテーション審査とします。
ただし、応募件数によっては、書類審査を省略する場合があります。
- (6) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項及び第67条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修の必要性があるので留意すること。
- (7) 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。
 - ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
 - イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対して、二つ以上の提案をしたとき。
 - ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
 - エ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。
 - オ 提出書類が、提出期限を超えて提出されたとき。
 - カ 見積額が委託上限額を超えているとき。
 - キ その他、担当所属が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

18 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県子ども・福祉部児童相談支援課（担当 村田、辻）
TEL 059-224-2883
FAX 059-228-2085
電子メール：jidoucen@pref.mie.lg.jp